



戦没者等のご遺族の皆さまへ 「第十回特別弔慰金」 支給のお知らせ

健康福祉部地域福祉室
(あいあい ☎84-3312)

第十回特別弔慰金の請求手続きの受付をしています。支給対象となる人は次のとおりですので、該当する人は忘れずに請求手続きをしてください。

支給対象者 平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります)

④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります)

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成30年4月2日まで

*請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口

▷健康福祉部地域福祉室
(あいあい1階3番窓口)

▷市民文化部地域サービス室
(関支所1階)

各種検診・教室

あいあいトレーニング室 ミニ運動講座

健康福祉部健康推進室
(あいあい ☎84-3316)

トレーニング室で、簡単にできる運動のミニ講座を行います。

とき・内容

▷12月9日(水) 午後3時…
ボールエクササイズ(腹部編)

▷12月16日(水) 午後3時…
ボールエクササイズ(胸・肩・下半身編)

*各回20分程度
ところ あいあい1階トレーニング室

スタッフ 健康運動指導士など
対象者 市内に住所を有する人
(中学生以下を除く)

定員 各回5人(先着順)

参加費 無料

*申し込みは不要です。

持ち物など 室内用トレーニング
シューズ、タオル、動きやすい服装

その他 中学生以下の子ども同伴
での利用はできません。

12月の納期

(納期限・口座振替日)

12月25日(金)

固定資産税・都市計画税 第3期
国民健康保険税 第6期
介護保険料 第5期

1月4日(月)

後期高齢者医療保険料 第6期
市税などの納付は便利で確実な
口座振替をお勧めします。

市立医療センターだより

かぜ 風邪とインフルエンザのちがいは？！

寒さが増し乾燥する冬はインフルエンザが流行する季節です。皆さんは、風邪とインフルエンザのちがいをご存じですか？

風邪の多くは、発症後の経過がゆるやかで発熱も軽度であり、くしゃみ・のどの痛み・鼻水・鼻づまりなどの症状が主に見られます。

一方、インフルエンザは38度以上の急な発熱を発症し、全身倦怠感・食欲不振などの全身症状が強く、関節痛・筋肉痛・頭痛も現れます。また、高齢者や免疫力が低下している人は肺炎を併発するなど、重症化することがあります。

インフルエンザの初期段階や予防接種を受けている人は症状が軽く、風邪かどうかの判断が難しい場合があります。病院を受診して検査を受ける場合も、発症から12時間～24時間を経過していないと、陰性あるいは偽陽性になることがあります。いつもの風邪とちがう全身症状がある場合は、発症からどの程度の時間が経っているのかを医師や看護師に伝え、検査のタイミングを相談するのが良いでしょう。

市立医療センター(☎83-0990)

♪クリスマスコンサート♪

とき 12月13日(日)
午後0時30分～
ところ 市立医療センター
(玄関ロビー)

内容

▷亀山高校吹奏楽部の演奏
▷地元の音楽愛好団体による
演奏や合唱
▷職員による演奏 など

入場
無料